

# 新型コロナ「困りごと」お聞かせくださいQ & A 【飛騨市公式ホームページ】

## 【令和2年7月分】

### ■7月22日～7月28日分（件数：1件）

#### 1. 店舗・事業所等の家賃補助について

**Q** 国や高山市では、新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金として、事業所等の家賃補助がありますが、飛騨市でも事業所や店舗、倉庫や駐車場などの家賃補助を検討いただけないでしょうか？

**A** 新型コロナウイルスの影響は長期にわたると考えています。給付型の支援策は即効性はありますが継続的に実施することが難しいことから、感染予防対策を講じながら市内経済を回していくことが重要と考え、事業者様の販売促進の支援、感染予防対策に対する環境整備支援、プレミアム食事券やプレミアム商品券等、市民が互助の精神で支えあう施策を中心に実施してきました。

国の家賃補助は法人だけでなく個人事業者も対象となっておりますので、まずは国の補助制度をご活用いただきますよう何卒ご理解をお願いします。

なお、市といたしましても給付型の支援策については、市内の経済状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

### ■7月15日～7月21日分（件数：2件）

#### 1. GoTo トラベルキャンペーンについて

**Q** ・GoTo キャンペーンを辞めて欲しい。

・GoTo とは何ですか？

**A** 新型コロナウイルスの感染拡大により経済的な打撃を受けた業種を対象とした国の需要喚起施策であるGoTo キャンペーンは、「GoTo=～へ行く」という意味を活用し和製英語で表現されたものです。この中では、「GoTo トラベル」、「GoTo イート」、「GoTo イベント」、「GoTo 商店街」が打ち出されており、そのうち「トラベル」については7月22日より開始されております。

現在、首都圏を中心に、感染者が急増している状況の中、東京都を発着する旅行が対象から除外されるなど、「GoTo トラベル」の実施に不安を感じておられることと存じますが、市では宿泊事業者や飲食店等に感染防止対策の徹底をお願いすることはもとより、旅行者に対しても感染予防の啓発を行うなど、コロナと共に生きる生活に向け、全ての皆さまのご協力をいただきながら、感染対策の徹底に努めてまいります。

なお、当キャンペーンへの市内宿泊施設参加の状況については、いまだ詳細が確認できておりませんが、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が義務付けられるとの報道もなされておりますので、事業者と一丸となり取り組んでまいります。

GoTo トラベルの詳細については、お問合せ窓口Tel03-3548-0520 が開設されておりますのであわせてお知らせいたします。

### ■7月9日～7月14日分（件数：5件）

#### 1. 税負担と各種申請手続きについて

**Q** コロナ関連の経済支援策（給付金・助成金、プレミアム商品券・食事券等）、これはこれでありがたいのですが、各種申請等で相互に手間のかかる作業ですし、適用範囲の解釈など複雑な問題も多々生じます。それよりは所得税や住民税などもコロナ問題が終息するまでの一定期間、減税してもらえると大いに助かります。NHKの受信料などもこういうときだからこそ、支払期間の猶予ではなく減額していただきたいです。それ以外にも申請等の手間や、適用範囲解釈の問題などが生じない施策があれば大歓迎です。以上、各自治体の収入面が厳しい状況も理解してはおりますが、宜しくをお願いします。

**A** 住民税などの市税は、地方交付税に代表される依存財源が多い本市における自主財源の根幹をなし、市が様々な施策を展開する上で必要となる経費の源となるものであることから、コロナの影響を名目とした一律の減税実施というような考えは持ち合わせておりませんので、何卒ご理解願います。

なお、コロナの影響により大幅に収入が減少した企業や個人に対する最長1年間の納税猶予や、厳しい経営が続く事業者に対する固定資産税軽減措置（令和3年度）など、真に苦しい状況にある方々への対策については、国制度を踏まえて適切に実行してまいります。

また、減税については、貯金に回ったりネットや市外で消費されるなど、市内での消費活動に結び付くかわからないものであり、市内の店舗等を市民が消費して助けるという趣旨で、プレミアム商品券等の市内の経済循環を目的とした経済支援策を行っています。商品券購入手続きは手間の掛かるものではありませんし、適用範囲も複雑ではないのでぜひご利用ください。

## 2. 他の都道府県からの往来について

Q・ 関東を中心に各地で感染者がふえているので、地方まで影響が及ばないか心配です。  
・ 今週末より大型連休になるような会社が多々あるようですがGoToキャンペーンも重なり県外へ出かける方や県外から来られる方が増えると思います。飲食店がいくら安全対策をしても無頓着なお客様や感染していない地区だから何しても大丈夫という方も見られます。特に情報収集出来ない高齢者は店側が何を言っても聞きません。御来店される方々が安心安全宣言をしてもらいたいです。

A 首都圏を中心に、国内の感染者が再び急増しています。政府の観光支援事業「GOTOトラベル」については、東京都を発着する旅行が対象外とされたところですが、感染拡大地域からの往来については、不安があるところです。

市では飲食店等に感染防止対策の徹底をお願いしているところですが、おっしゃるとおりお店側が安全対策をいくらがんばられても、お客さん側に感染予防の意識と行動がなければ感染リスクは高まります。市でもお客さんに感染対策を呼びかけるポスター等を作成し、飲食店等に掲示をお願いしているところですが、なかには感染防止対策が不十分な方もいらっしゃいます。

新型コロナウイルスはウイルスに触れただけで感染するわけではありません。触れた手で目や口、鼻を触ることから感染しますので自身の手洗いや手指消毒が感染を防ぎます。感染者がマスクをしていなくても自身がマスクをしていることで感染リスクを減らすことができます。まずは感染から身を守る自衛をお願いいたします。引き続き感染予防の啓発を行っていきます。

## 3. PCR検査について

Q 飛騨市でも市民にPCR検査が出来るようにして頂きたいです。

A PCR検査の体制整備は、国の補助支援のもとで県が行うこととされており、市でできるものとはなっておらずご理解いただければと思います。しかしながら、これまで飛騨地域では保健所を通じた検査ルートのみであったところ、県では、このたび飛騨地域の医師会と連携してPCR検査を実施する「地域外来・検査センター」を開設されました。これにより一般の医療機関から簡便に直接PCR検査につながる体制ができ、検査体制は確実に拡大されております。市としても大きな負荷がかかる中で検体採取をされる地域の医師や看護師の方々に応援する取組みも行いながら、安定的に検査が実施されるようその体制運営を注視してまいりたいと思います。

## 4. 安心安全宣言について

Q 安心安全宣言についてです。取り組みとして、非常に大切であり、よいことですので大賛成ですが、ステッカーなどで、安心安全を飛騨市で公認するのを見えます。食中毒などと違い、どんなにお店の方が注意していても、例えば東京などから無症状の感染者が来店した場合、防ぎようがないかもしれません。そのようなときに、安心安全と保証されているから来たのに！など、責任問題になりかねません。東京で飲食店を営む友人も、都のステッカーがありますが、それを貼ったことにより、お店の責任を問われる事態を憂慮して、貼らないと言っています。相手はまだわからないことの多いウイルスですので、安心安全や、ゼロなど、不確実な要素をアピールするよりは、ガイドライン遵守中！や、対策しています！など、お店の努力をアピールするステッカーにされたほうが、お店の方も気負わずに申請できるのではないのでしょうか？よろしくお願いします

A 交通安全宣言をして、交通事故を起こさないよう努めるのと同様に、新型コロナウイルス感染症の発生をさせないようリスク軽減に努めることを「安心安全宣言」と称しています。

安心して市内のお店等をご利用いただけるように県や各業界団体が示す感染対策マニュアル、市のチェックシート等をもとに適切な感染防止対策を講じている飲食店等に、ステッカーをお渡ししています。しかし、お店側の努力だけで感染が防げるものではありません。お店側もお客さん側もともに感染予防を意識した行動が必要です。それでも見えないウイルスを相手にしていますので、今後感染者の発生はおこりえることです。その時には、感染拡大を最小限におさえるために、保健所の指示、調査に協力するという項目もチェックシートには含まれています。

お店では様々な努力をされていますので、対策内容や工夫をお客さんに知っていただくことは感染防止対策として必要なことであり、お客さんの安心につながることです。お店でどのような対策をとっているかを店頭でお示しするポスターの様式をホームページからダウンロードできるようにしていますので、利用していただくよう周知に務めていきます。

ご指摘のように「安心安全宣言」の趣旨については誤解がないように、お店の方々に丁寧にご説明するとともに、利用者へも様々な方法で周知徹底を図ってまいります。

## ■7月1日～7月8日分（件数：3件）

### 1. 市の健康診断事業について

Q 若者検診を申し込んだのですが、指定の日に行けませんでした。それ以外受け付けしないと記載があったので困っています。

A 新型コロナウイルス感染症の影響で、5月実施予定の若者健診がすべて中止となってしまいました。振替日程の確保に努めていますが、どの市町村も同じ状況であるため、市が希望する日数の健診日を健診機関において確保することが難しい状況にあります。また、感染対策を講じての健診となるため、一

人ひとり受付時間を決め、人数を制限しての実施となっています。このような状況の中、中止となった5月の健診対象者の方には、改めて別日をご案内させていただきますが、健診が再開された6月以降にご都合等で健診を受けられなかった方につきましては、たいへん申し訳ありませんが、既存の日程では追加の予約を入れることができません。

しかし、自身の健康状態の確認は必要と考えており、今後、簡易的な内容にはなりますが、自宅でできる血液検査サービスを提供したいと考えており、調整でき次第、周知いたします。

## 2. 生活支援について

Q 奥飛騨温泉郷の旅館で働いていました。宿泊施設は休業し、4月から収入がありません。ようやく再開するのかと思っても、週末に少しお客が来ているようですが出勤の話も無く7月になっても収入無いです。主人の会社は製造業です。会社規定のGW休みに休みが追加され、6月、7月も週に1日休業になりました。夫婦の収入がかなり減りましたが、非課税世帯では無いので、税金はまともに支払わなければならないし、住宅ローンも抱え、日々の生活費も掛かります。市の貸付を借りようにも非課税世帯では無いので返済はしなければならず、借りの事も出来ません。特別給付金も1回では4ヶ月無収入なのに全然足りません。仕事を探すも年齢制限や、町外も視野に入れて探しても、パートでは交通費の問題もあり、中々見つかりません。非課税世帯や1人親世帯、子育て世帯は多く支援して貰っている様に思いますが、うちの様に該当しない世帯の支援もして欲しいです。

A 収入減によりこれまでのペースの生活ができず大変苦慮されておみえのことと思います。貸付制度の免除要件は非課税世帯対象というわけではなく、また、このたびさらにその免除要件を緩和します。収入額はそこそこある中で学費やローンなど固定費がある方はその分、免除基準が緩和されます。様々な支援制度を設けておりますが、ご自身でご覧になられてもよくわからない点も多いかと思います。これまで貸付や住宅家賃への支援を受けた方なども相談をする中で、支援につながることもございます。頂いた情報からしますと、まずは返済免除貸付金の該当にならないか詳しく相談していただきたいと思っております。飛騨市社会福祉協議会（電話 0577-73-3214）にまずはご相談ください。